

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 1 9 号

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例

総社市都市計画税条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～4 略 (法附則第 1 5 条第 3 5 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 3 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 3 6 項の条例で定める割合) 6 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 0 項の条例で定める割合) 7 法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 (法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合) 8 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 (宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>附 則 1～4 略 (法附則第 1 5 条第 3 6 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合) 6 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 1 項の条例で定める割合) 7 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 (宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>1.1 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1.3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1.4 略</p>	<p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>1.0 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1.3 略</p>

改正後	改正前
<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><u>1 5</u> 略</p> <p><u>1 6</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第<u>1 4</u>項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>1 7</u> 附則第<u>9</u>項及び第<u>1 1</u>項の「宅地等」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>2</u>号に、附則第<u>9</u>項及び第<u>1 2</u>項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第<u>2 5</u>条第<u>6</u>項において読み替えて準用される法附則第<u>1 8</u>条第<u>6</u>項に、附則第<u>1 0</u>項、第<u>1 2</u>項及び第<u>1 3</u>項の「商業地等」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>4</u>号に、附則第<u>1 2</u>項から第<u>1 4</u>項までの「負担水準」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>8</u>号ロに、附則第<u>1 4</u>項の「農地」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>1</u>号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第<u>2 6</u>条第<u>2</u>項において読み替えて準用される法附則第<u>1 8</u>条第<u>6</u>項に、附則第<u>1 5</u>項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第<u>1 9</u>条の<u>2</u>第<u>1</u>項に規定するところによる。</p> <p><u>1 8</u> 法附則第<u>1 5</u>条第<u>1</u>項、第<u>8</u>項、第<u>1 2</u>項から第<u>1 6</u>項まで、第<u>1 8</u>項、第<u>1 9</u>項、第<u>2 3</u>項、第<u>2 6</u>項、第<u>3 0</u>項から第<u>3 2</u>項まで、第<u>3 5</u>項、第<u>3 6</u>項、第<u>4 0</u>項若しくは第<u>4 3</u>項、第<u>1 5</u>条の<u>2</u>第<u>2</u>項、第<u>1 5</u>条の<u>3</u>又は第<u>6 3</u>条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第<u>2</u>条第<u>2</u>項中「又は第<u>3 3</u>項」とあるのは「若しくは第<u>3 3</u>項又は附則第<u>1 5</u>条から第<u>1 5</u>条の<u>3</u>まで若しくは第<u>6 3</u>条」とする。 (用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例)</p> <p><u>1 9</u> 略</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><u>1 4</u> 略</p> <p><u>1 5</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第<u>1 3</u>項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>1 6</u> 附則第<u>8</u>項及び第<u>1 0</u>項の「宅地等」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>2</u>号に、附則第<u>8</u>項及び第<u>1 1</u>項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第<u>2 5</u>条第<u>6</u>項において読み替えて準用される法附則第<u>1 8</u>条第<u>6</u>項に、附則第<u>9</u>項、第<u>1 1</u>項及び第<u>1 2</u>項の「商業地等」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>4</u>号に、附則第<u>1 1</u>項から第<u>1 3</u>項までの「負担水準」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>8</u>号ロに、附則第<u>1 3</u>項の「農地」とは法附則第<u>1 7</u>条第<u>1</u>号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第<u>2 6</u>条第<u>2</u>項において読み替えて準用される法附則第<u>1 8</u>条第<u>6</u>項に、附則第<u>1 4</u>項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第<u>1 9</u>条の<u>2</u>第<u>1</u>項に規定するところによる。</p> <p><u>1 7</u> 法附則第<u>1 5</u>条第<u>1</u>項、第<u>9</u>項、第<u>1 3</u>項から第<u>1 7</u>項まで、第<u>1 9</u>項、第<u>2 0</u>項、第<u>2 4</u>項、第<u>2 7</u>項、第<u>3 1</u>項から第<u>3 3</u>項まで、第<u>3 6</u>項、第<u>3 7</u>項、第<u>4 1</u>項若しくは第<u>4 4</u>項、第<u>1 5</u>条の<u>2</u>第<u>2</u>項、第<u>1 5</u>条の<u>3</u>又は第<u>6 3</u>条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第<u>2</u>条第<u>2</u>項中「又は第<u>3 3</u>項」とあるのは「若しくは第<u>3 3</u>項又は附則第<u>1 5</u>条から第<u>1 5</u>条の<u>3</u>まで若しくは第<u>6 3</u>条」とする。 (用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例)</p> <p><u>1 8</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の総社市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。